

「行政区」って ご存知ですか？

行政区は、皆さんにとって最も身近なコミュニティ組織として、
生活に密着した活動を行っています。

災害時の対策や、地域コミュニティの存続など、
少子高齢化、人口減少に伴うさまざまな課題を解決するうえで、
地域住民と行政をつなぐ中間組織となる行政区の役割は、とても重要なものです。

しかし、ここ数年、行政区への加入率が低下傾向にあります。

転入者の加入が思うように進まない、高齢者が一人暮らしになって脱会するなど、
さまざまな要因がありますが、加入率が低下してしまうと、地域住民と行政が一体となり、

組織として課題解決に取り組んでいくことが難しくなってしまいます。

そこで市では「笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例」を制定し、
数年かけて行政区への加入を促進するとともに、行政区の在り方を見直していきたいと考えます。

行政区への加入率を高め、行政区を通して地域住民と行政が一体となり、
組織として取り組んでいくことが、地域の課題解決につながっていきます。

課題 1

各種団体からの 募金徴収

区長・班長の負担となっている
募金の徴収方法を見直し、負担軽減につなげていきます。

課題 2

加入に際しての 負担金

行政区への加入負担金が高額な地区もあり、未加入の原因のひとつ
となっています。加入負担金の
見直しを検討することも必要
ではないかと市では考えて
います。

これから検討していく 行政区の課題

課題 3

ごみ集積所

行政区が管理しているごみ集積所
について、行政区未加入者も清掃な
どの維持管理を担いながら、地域
全体でゴミを出す機会を確保し
ていく必要があります。

課題 4

防犯灯の負担金

行政区で設置している防犯灯の電
気料等は、行政区加入者が負担し
ているため、未加入者との不公
平が生じています。

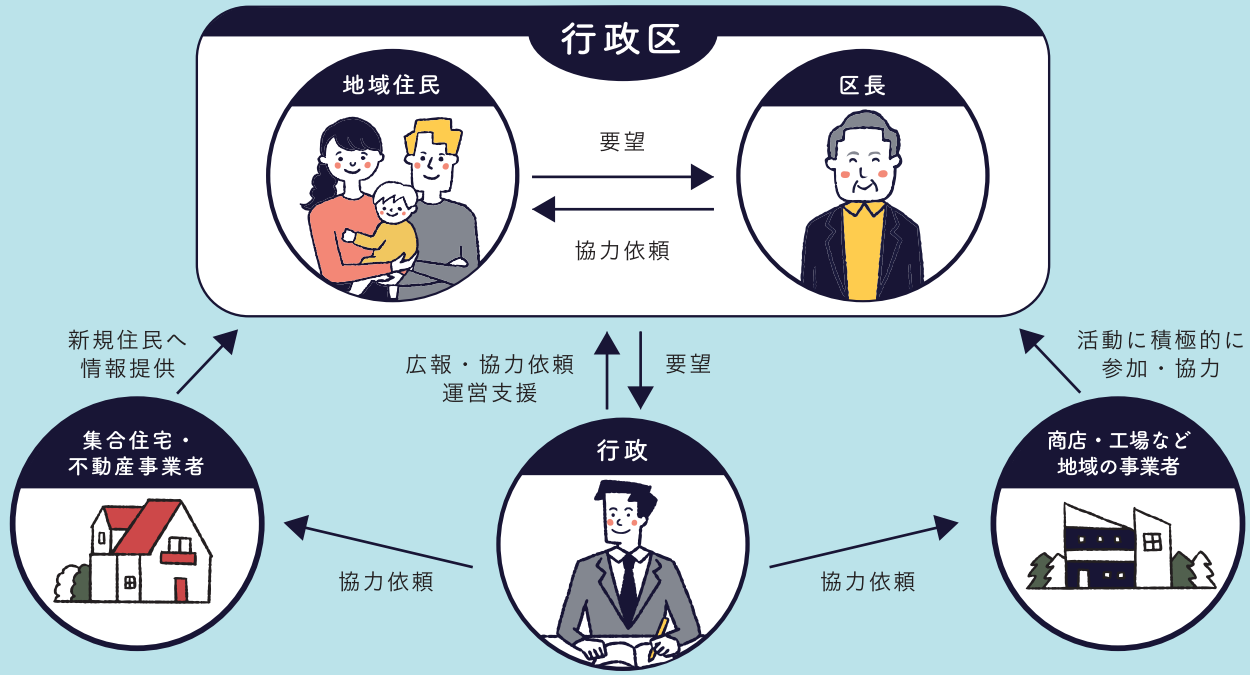
このほかにも
様々な課題があります

暮らしやすいまち 笠間市を目指して／

「笠間市行政区への加入 及び参加を促進する条例」

を制定しました

行政区への加入と行政区活動への参加を促進していくことで行政区活動を活性化させるため、この条例を制定しました。基本理念と、市民・行政区・事業者等および市の役割等を定めることで、誰もが共に支え合い、安心して快適に暮らせる地域社会の実現を目指していきます。



街づくり でつながる

「環境美化活動」

- ごみの分別・減量化
- ごみ集積所の管理
- 道路・公園の清掃
- クリーン作戦

行政区

でつながる

行政区は同じ地域に住む人からなる身近な地域コミュニティです。暮らしやすいまちにするために、行政区ではさまざまな活動を行っています。

※ここに示すものは一例です。

福祉 でつながる

「福祉活動」

- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員との協力
- 子ども会活動との協力
- 高齢者クラブ活動との協力

安心 でつながる

「防災・防犯・交通安全活動」

- 防災訓練
- 防犯パトロール
- 防犯灯の維持管理
- 交通安全対策

健康 でつながる

「文化・スポーツ・レクリエーション活動」

- 文化・スポーツクラブ活動
- レクリエーション活動

情報 でつながる

「広報活動」

- 市広報紙などのお知らせの回覧・配布

地域の課題解決・よりよいまちづくりには
皆さんの協力が必要不可欠です。
是非、加入しましょう！



笠間市区長会事務局

笠間市役所
総務部 総務課

〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号

TEL：0296-77-1101

FAX：0296-78-0612

E-Mail：soumu@city.kasama.lg.jp